


[サイトマップ](#)
[読上げ・ふりがな](#)
[お問合せ](#)
[文字サイズ](#)
[大](#)
[中](#)
[小](#)

[検索ヘルプ](#)
[総合](#)
[市民の方へ](#)
[事業者の方へ](#)
[イベント・観光](#)
[市政](#)
[組織一覧](#)
[大阪市政](#)
[市の主要計画、指針・施策](#)
[都市経営・総合調整](#)
[政策会議](#)
[都市経営会議の開催概要](#)
[都市経営会議の開催概要\(平成18年度\)](#)
[都市経営会議 会議要旨\(平成18年7月3日\)](#)

都市経営会議 会議要旨(平成18年7月3日)

[2009年8月13日]

1.日時

平成18年7月3日(月) 9時から9時30分まで

2.場所

中応接室

3.出席者

關市長 井越助役 柏木助役 小西収入役

経営企画監 市長室長

総務局長 財政局長 計画調整局長

4.議題

(1) 団体との協議等のもち方に関する指針(案)について

(2) 地対財特法に基づき取得した同和対策関連未利用地にかかる情報公開について

協議内容

(1) 団体との協議等のもち方に関する指針(案)について

◆ 市民局から、団体との協議等のもち方に関する指針(案)について以下の説明があった。

- 団体との協議等のもち方について、6月23日、26日の執行会議並びに、26日に開催した「地対財特法期限後の事業等の調査・監理委員会」の意見をふまえ、指針案をとりまとめたので、本日は、委員会の意見をふまえ明記した点を中心に説明する。
- まず、この指針を今策定する必要性、意義のほか、策定の目的として透明性の確保、団体との円滑、効果的な意見交換をすることを明記すべきとの意見を受け、指針の冒頭で、これまで団体との協議等で、情報公開の取組みが不十分であり、また組織として明確な対応方針を定めず臨んでいたケースもあった結果、説明責任を十分果たせていない事態や適宜適切な事務事業の見直しが行われず、市民の信頼を損ねるような事態が生じたことを明記

するとともに、目的として、本指針がより一層の透明性を確保し、団体と円滑、効果的に意見交換を行うため、協議等のあり方等を定めることを明記した。

- また、局等の責務として、団体等からの要望等に誠実に対応し、公平・公正な取り扱いをすることを明記すべきという意見があり、指針に反映した。
- 「協議等」という用語については、執行会議での指摘と同様、委員会でも「意思決定する場でない」ことを明確にすべきという意見があり、「団体からの要請に基づき、本市と団体の間で開催される協議や意見交換の場」であることを明記した。
- 要望等への対応手順としては、あらかじめ要望等を文書で提出を求め、市として決裁を経たうえで団体に文書で回答すること、実態調査を踏まえて協議の時間、場所、人数を決め、その根拠を説明できるようにしておくこと、議事録を必ず作成することについて意見があり、要望等の受付や回答について文書で行うことや、協議場所や時間、出席者の基準、議事録作成の手順について明記した。なお、団体側の出席人数に関しては、指定した場所の収容人数を考慮し、30人以内を基本とするが、団体からの申出がある時は、傍聴を認めることができることを明記した。
- 協議等の公開及び公表については、報道機関への公開を原則とし、協議等終了後速やかにその内容を公表すべきという意見があり、その旨を明記した。
- さらに、報告等については、団体との文書のやりとりや協議等の結果を市長にも報告すべきであるとの意見があり、市民局長が協議等の実施状況を取りまとめ、責任をもって市長へ報告することを明記した。
- 以上、委員会等の意見をふまえ、とりまとめた「団体との協議等のもち方に関する指針(案)」について、この場で決定いただければ、早急に、各所属に対し、この指針に基づき適切に処理するよう周知徹底を図りたい。

◆ 「団体との協議等のもち方に関する指針」については、資料のとおり承認し、本日から施行することを決定するとともに、当指針に基づき団体との協議等を適切に行うよう、早急に周知徹底を図ることとした。

(2) 地対財特法に基づき取得した同和対策関連未利用地にかかる情報公開について

◆ 市民局から、地対財特法に基づき取得した同和対策関連未利用地(以下「未利用地」という。)にかかる情報公開への対応について、以下の説明があった。

- これまで、未利用地一覧の公開請求にあたっては、当該土地の所在・地番は、情報公開条例第7条5号にある当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、公開しなかった。
- 一方で、本市が保有する土地情報は高い透明性が求められ、この間も未利用地一覧等については、所在・地番を含めた情報公開請求等が数多くある。そこで、情報公開条例に基づく情報公開請求について、実施機関が公開・非公開の判断に際して意見をいただいている有識者に、今回の案件について意見を求めることとした。
- 意見の概要は以下のとおりであり、所在・地番を含めた一覧表の公開による支障が、本市行政の透明性を確保し、その説明責任を果たすための公開の必要性に優越するとは言えないとされた。
 - 一覧表という形態で把握されているが、それぞれの地対財特法に基づく事業対象地域としての同和地区(以下「旧同和地区」という。)の範囲を明示するものではなく、網羅的なものでもない。
 - 用地取得の目的である、公共施設の設置という事業形態は、その遂行自体によって、同所が旧同和地区内であることを示してしまうことを避けることが困難であり、もともと秘密性に乏しい。
- 以上のことから、今後の対応方針としては、引き続き人権意識の普及・啓発に努めつつ、より一層透明性を確保するため、未利用地一覧や地対財特法に基づき取得した同和対策関連事業予定地(以下「事業予定地」という。)等に関する情報公開請求等において、所在地情報を求められる場合は、地番まで公開したい。
- この場で了承いただければ、関係各局に対し、今後この方針に基づいて対応するよう通知する。

◆ 今日的な状況のもと、より一層の透明性の確保を図ることが何より重要であることから、未利用地一覧及び事業予定地等に関する情報公開請求等において、所在地情報を求められる場合、これまで非公開としていたが、今後、地番まで公開することを決定した。

お問い合わせ

大阪市政策企画室企画部政策企画担当

住所: 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号(大阪市役所5階)

電話: 06-6208-9720 ファックス: 06-6202-5620

[メール送信フォーム](#)

[\[ページの先頭へ戻る\]](#)

[サイトの使い方](#) | [サイトの考え方](#) | [個人情報の取り扱い](#) | [著作権・免責](#) | [地図](#) | [ホームページ管理者](#) | [市やホームページへのご意見](#)

大阪市役所(本庁) 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 電話: 06-6208-8181(代表)

開庁時間: 月曜日から金曜日の9時00分から17時30分まで
(土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までは除く)

Copyright (C) City of Osaka All rights reserved.